

中核的労働要求事項に関する方針表明

当社は、ILO（国際労働機関）が定めた中核的労働要求事項を尊重し、労働者の人権を擁護するために以下のとおり方針を表明します。

1. 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障害による差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を禁じます。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

労働環境の改善や賃金水準等について労使間協議を実現する手段として、従業員の団体交渉権を尊重します。

令和7年4月

国際チャート株式会社

代表取締役社長 曾志崎 稔